

# 筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策 持続化給付金交付要綱

令和2年5月8日

告示第64号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者を支援するため、筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策持続化給付金（以下、「給付金」という。）を交付するものである。その交付に関し、筑北村補助金等交付規則（平成17年10月11日規則第36号）に定めるもののほか、必要事項を定める。

(交付対象者)

第2条 この給付金の交付を受けようとする者は次の各号のいずれかに該当する者で、令和2年3月から令和2年5月の間の内で2ヶ月の売上額（税抜）が、前年同月の売上額（税抜）より20%以上から50%未満減少した者とする。

- (1) 村内に商業、工業の事業所を有する法人
- (2) 村民で、村内で商業、工業を行う個人事業主
- (3) 農業経営を行う法人

2 令和元年12月において事業実績があり令和元年分所得税の確定申告書又は住民税申告書を提出済みで写しの提出が可能な者及び令和元年12月分までの村税及び使用料等の滞納がない者

3 国の持続化給付金を受けることができなかつた同条第1項第1号から第3号に該当する者で、同条第1項の期間内において売上が50%以上の減収があり村長が特に認めた者。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、次のとおりとし、1回限りとする。

- (1) 雇用者6人以上の法人であつては、給付金の上限を50万円とし、減少額が上限未満となる場合は減少額とする。
- (2) 雇用者5人以下の法人であつては、給付金の上限を40万円とし、減少額が上限未満となる場合は減少額とする。
- (3) 個人事業主にあつては、給付金の上限を30万円とし、減少額が上限未満となる場合は減少額とする。

2 第2条第3項の者においては、同条1項第1号から同条第1項第3号に準ずる。

(交付の申請)

第4条 筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策持続化給付金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、村長に提出するものとする。

- (1) 申請の受付は、令和2年5月11日から令和2年6月19日までとする。
- (2) 月の売上額（税抜）が確認できる書類を添付する。
- (3) 令和元年分所得税確定申告書又は住民税申告書の写しを添付する。
- (4) 法人にあつては従業員の雇用者数を証明する書類を添付する。ただし、専従者は従業員の扱いとしない。

2 村長が提出を必要とした場合を除き、筑北村商工会員は、商工会長の確認をもって、同条第1項第3号及び第4号の添付について提出を免除することができるものとする。

(交付決定)

第5条 村長は、前条の規定により申請者から給付金の交付申請があったときは、速やかに交付の可否を決定し、筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策持続化給付金（不交付）決定書（様式第2号）により当該交付申請者に通知するものとする。

（給付金の請求）

第6条 前条の規定による決定通知を受けた申請者は、給付金の交付を請求しようとする場合は、筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策持続型給付金請求書（様式第3号）を村長に提出するものとする。

（給付金の交付）

第7条 村長は、前条の規定により申請者から給付金の交付請求があったときは、速やかに給付金を交付するものとする。

（実績の報告）

第8条 給付金の交付を受けた者は、令和2年分所得税の確定申告書又は住民税申告書の写しを提出するものとする。

（給付金等の取り消し又は減額）

第9条 村長は、申請者がこの要綱に違反したときは、給付金の減額及び交付を取り消すことができる。

2 村長は、前項の規定により既に給付金が交付されているときは、当該申請者に対し、期限を定めて返還させるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策 持続化給付金交付申請書

令和 年 月 日

筑北村長 様

申請者 住 所

事業所名

氏 名（代表者名）

印

筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策 持続化給付金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

○交付を受けたい事業者の状況

該当箇所に ○	事業所	雇用者数 ※専従者は含めない	交付上限額
	法人	6人以上	500,000円
	法人	5人以下	400,000円
	個人事業者	—	300,000円

○売上の状況

	令和元年 売上額 ①	令和2年 売上額 ②	差額 ① - ② 売上額	差額 (① - ②) / ①
月分	円	円	—	—
月分	円	円	—	—
計	円	円	円	%

交付対象は差額が20%以上から50%未満の場合です

○交付申請額 交付上限額と差額売上額の低い額 \_\_\_\_\_ 円

(100円未満切り捨て)

添付書類

- 令和元年分所得税及び確定申告書又は住民税申告書の写し
- 月の売上額（税抜）が確認できる書類（元帳等）
- 雇用者数を証明する書類（労働保険の申告書等）

※添付書類1及び3は感染予防対策協力金の申請で提出済みの場合は省略できる。

なお、私申請者は、この申請にあたって、必要がある場合には、村長が、村税等の納付状況、住民基本台帳及び家屋課税台帳の情報を確認することに同意します。

【筑北村商工会確認欄】

上記について確認しました。

令和 年 月 日

筑北村商工会長

印

様

筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策 持続化給付金  
(不交付)決定及び確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった、筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策持続化給付金 円を、次の条件を付して交付し確定します。

(令和 年 月 日付で申請のあった、筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策持続化給付金は、交付しないこととなったので通知します。)

令和 年 月 日

筑北村長

交付条件

申請者は、令和2年分所得税の確定申告書又は住民税申告書の写しを申告終了後速やかに提出するものとする。

様式第3号（第6条関係）

筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策 持続化給付金請求書

令和 年 月 日

筑北村長 様

申請者 住 所  
事業所名  
氏 名（代表者名） ㊟

令和 年 月 日付筑北村指令第 号で給付金の額の確定があった筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策持続化給付金を下記のとおり支払いしてください。

記

請求額 \_\_\_\_\_ 円

振込先

金融機関名 : \_\_\_\_\_

口座種類 : \_\_\_\_\_

口座番号 : \_\_\_\_\_

フリガナ

口座名義人 : \_\_\_\_\_